

三重県からのお知らせ

1. 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の適正な提出について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項に基づく産業廃棄物管理票交付等状況報告書（以下、「報告書」という。）は、排出事業者（管理票交付者）が作成し、都道府県知事に提出することとされています。

しかし、近年、産業廃棄物処理業者・特別管理産業廃棄物処理業者（以下、「処理業者」という。）が管理票交付者に代わり、当該処理業者が処理した産業廃棄物のみが記載された報告書を作成・提出し、その管理票交付者が自身に報告書の提出義務があることや報告書の記載内容を把握していない状況が見受けられます。

また、このような報告の結果、管理票交付者が、当該処理業者以外の処理業者が処理を受託した産業廃棄物について、産業廃棄物管理票を交付しているにも関わらず、その状況が、報告書に記載されないまま提出されているおそれがあります。

このような事態が発生しないよう管理票交付者におかれましては、以下により報告書を提出してください。
なお、紙マニフェストに代えて電子マニフェストを活用することにより、報告書の提出が不要になります。

報告頻度 年1回

対象期間 前年度の4月1日～3月31までの期間

提出期限 每年6月30日まで

（例）2019年4月1日～2020年3月31日に交付したマニフェストについて2020年6月30日までに報告します。

報告対象者 管理票交付者（電子マニフェスト交付分を除く）

提出方法 郵送、持参、電子メール

提出先 排出事業場の所在地を管轄する地域機関あて提出してください。

詳細は三重県HPを参考にしてください。

問い合わせ先

三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課 廃棄物政策班

TEL：059-224-3310 FAX：059-222-8136

三重県HP：「三重県 マニフェスト報告」で検索

<http://www.pref.mie.lg.jp/eco/cycle/23769014530.htm>

2. 電子マニフェスト使用の一部義務化について

平成29年度（2017年度）の廃棄物処理法の改正により、2020年4月1日より、当該年度の前々年度（2年前）の特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物除く）の排出量が50t以上の事業場を設置する事業者に対して、電子マニフェストによる登録が義務付けられます。

貴協会員の皆様におかれましては、電子マニフェスト使用へのスムーズな移行にご協力いただきますようお願いします。

表 事務作業スケジュール

| 項目 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 |
|---------------|-------------------|---|-------------------|------------|
| 2020年に向けて行うこと | 排出量の把握 (50t以上) | ○6/30までに多量排出事業者の処理計画書提出 ○電子マニフェストの導入準備 | 電子マニフェスト使用 | |
| 2021年以降 | | 排出量の把握 | 計画書提出 (6/30まで) | 電子マニフェスト使用 |

この作業を1セットとして毎年度実施

Point 1 特別管理産業廃棄物のみが使用の義務対象となります、マニフェスト運用の効率化を図るため、産業廃棄物についても使用することをお勧めします。

Point 2 年度毎で義務対象となるか否か変わる場合がありますが、確実な制度運用を図るため、毎年度電子マニフェストを使用することをお勧めします。

フロン類の回収について規制が強化されます

三重県環境生活部地球温暖化対策課

業務用の冷凍冷蔵機器やエアコンの冷媒に使用されているフロン類は、オゾン層の破壊や地球温暖化といった地球環境への影響が明らかにされています。

これらの機器に使用されているフロン類は、フロン排出抑制法により従来から回収が義務付けられているところですが、今般、同法が改正（2020年4月1日施行）され、規制が強化されることとなりました。違反した場合には直罰となり、50万円以下の罰金が科せられます。

〈建設・解体業者の皆様へ〉

○建物を解体する際、業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器の有無を事前確認し、その結果を書面で発注者に説明してください。※その書面の写しを3年間保存。

○発注者から充填回収業者へのフロン類引渡しを委託された場合は、回収後に充填回収業者から引取証明書の写しを受け取り、3年間保存してください。

○機器は、フロン類が回収されていることを確認し、廃棄物・リサイクル業者に引渡してください。
※引取証明書の写しがないと、廃棄物リサイクル業者に引取を拒否されます。

〈廃棄物・リサイクル業者の皆様へ〉

○フロン類の回収が確認できない機器の引取りを行うことはできません。

※確認とは、次の場合をいいます。

①引取証明書（写し）でフロン回収済みであることを確認したとき。

②自らが充填回収業者の場合、引取りと合わせてフロン類を回収するとき。

詳細は、フロン排出抑制法ポータルサイトをご覧ください。

検索『フロン法ポータルサイト』 <http://www.env.go.jp/earth/furon/>